

Q 5 生殖補助医療には医師の他にどのような医療スタッフがかかるのでしょうか

A 生殖補助医療においては採卵や培養、凍結保存などいろいろなことが行われるため、医師以外に、看護師、胚を取り扱える技術者(医師あるいは胚培養士)が必要です。さらに、望ましい医療スタッフとして、泌尿器科医(精巣内精子採取術、顕微鏡下精巣上体精子吸引術などを行う)、コーディネーター(生殖医療に関わるすべての職種調整を行う)、カウンセラーなどがあります。

日本産科婦人科学会では、実施施設の責任医師について以下のような基準が設けられています。

- (1)日本産科婦人科学会認定の産婦人科専門医で、専門医となった後、不妊治療に2年以上従事していること。
- (2)日本産科婦人科学会の体外受精・胚移植に関する登録施設(生殖補助医療に関する登録施設)において1年以上勤務、または1年以上の研修を受け、体外受精・胚移植の技術に習得していること。
- (3)常勤であること。
- (4)日本生殖医学会認定生殖医療専門医であることが望ましい。

【参照生殖医療ガイドライン CQ】

CQ 2：責任医師の資格等は？ 医師以外の人員は？